

後期高齢者医療制度の 保険証を更新します

保険年金課 ☎ 66・1102

◆ 7月中旬に新しい保険証をお送りします

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日です。新しい保険証は7月中旬から下旬に簡易書留郵便でお送りします。受け取りの際、印鑑または署名が必要で、配達時に不在の場合は郵便局へ再配達依頼をするか、直接受け取りに行ってください。預かり期間後は、保険年金課に現在お持ちの保険証または身分証明書などと印鑑を持参し、受け取ってください。

また、保険料額決定通知書、保険料額納入通知書などは別便でお送りします。

● 新しい保険証はオレンジ色
保険証の色が、青色からオレンジ色に変わります。

8月1日以降に医療機関などを受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。有効期限の切れた保険証は、保険年金課または東・形原・西浦の各出張所へお返しください。

国民健康保険高齢受給者証を更新します

保険年金課 ☎ 66・1103

70歳以上の国民健康保険被保険者の方に交付している国民健康保険高齢受給者証(高齢受給者証)の有効期限は7月31日です。新しい高齢受給者証は7月末までに郵送します。

8月以降、医療機関などを受診するときは、新しい高齢受給者証を提示してください。有効期限の切れた高齢受給者証は、保険年金課または東・形原・西浦の各出張所へお返しください。

国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新・申請

保険年金課 ☎ 66・1103

◆ 限度額適用認定証

国民健康保険被保険者が入院した場合、申請により入院費の支払が所得に応じた自己負担限度額になります。

◆ 標準負担額減額認定証

非課税世帯の国民健康保険被保険者が入院した場合、申請により入院時の食事代(標準負担額)は左表のとおり減額されます。

区 分		1食あたりの 入院時食事代
(参考) 市県民税課税世帯		260円
市県民税 非課税世帯	90日まで入院	210円
	90日を越える入院(申請月から過去12カ月間の入院日数)	160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の70～74歳の方は、申請により入院日数に関わりなく自己負担額は100円。

認定証の更新 現在、交付されている限度額適用認定証および標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。現在入院中で、認定証の交付を受けている方は、必ず7月中旬に更新手続きをしてください。

認定証の申請 随時受け付けていますので、必要な方は申請をしてください。

手続きに必要なもの 保険証、印鑑、認定証(お持ちの方)

標準負担額)は左表のとおり減額されます。

下水道への接続を

下水道課 ☎ 66・1140

川や海のきれいな街に水は自然からの贈り物。大切にしたいものです。生活排水など、汚れた水をそのまま流せば自然環境に与える影響は悪化します。きれいな川や海を守るため、下水道を利用しましょう。

◆ 下水道の役割

① 便所の水洗化により快適な暮らしができます。
② 家のまわりの側溝から悪臭や害虫の発生を防ぎ、環境を改善します。
③ 汚れた水はきれいに処理してから流すため、海や川がよみがえります。

◆ 下水道への接続

下水道へ接続する際の宅地内汚水の接続工事は、市の下水道排水設備指定工事店が行います。

指定工事店は、工事の見積から相談、施工だけでなく、市への事務手続きなどの代行も行います。下水道工事に関することは、お近くの指定工事店にご相談ください。

なお、市では汲み取り便所を水洗便所に改造、または浄

化槽を撤去して下水道へ接続する工事を行う方に、無利子の融資をあつ旋しています。詳しくは、下水道課へお問い合わせください。

土地・家屋の調査にご協力を

税務収納課 ☎ 66・1114

新築・増築・取り壊しなどを行った家屋の調査を実施しています。税務収納課職員が同って、建築確認申請書、見積書などの資料を見せていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

次の場合は税務収納課までお知らせください。

○ 家屋を新築・増築・取り壊したとき

○ 家屋の利用方法を変更したとき(店舗などを居住用建物へ変更、居住用建物の全部または一部を店舗などへ変更したとき)

○ 土地の利用方法(現況地目)を変更したとき(住宅用地を畑へ変更、畑を駐車場へ変更したときなど)

※ 土地利用が居住用宅地・非居住用宅地により税額の算出方法が異なり、居住用宅地と認められると税額が軽減されます。